

議第80号

三島市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案

三島市職員等の旅費に関する条例（昭和43年三島市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「受ける者」の次に「並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

第28条を削り、第29条を第28条とし、第30条を第29条とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和元年9月5日提出

三島市長 豊岡 武士